

個人情報保護の措置に関する誓約書

(基本的事項)

第1 登録業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による修繕工事の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 登録業者は、この登録に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この登録が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 登録業者は、この登録による修繕工事をするために個人情報を収集するときは、修繕工事の目的を明確にするとともに、修繕工事の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 登録業者は、公社の指示があるときを除き、この登録に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は公社の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 登録業者は、この登録に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 登録業者は、この登録による修繕工事を処理するために公社から引き渡された個人情報が記録された資料等を、公社の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 登録業者は、公社が承諾したときを除き、この登録による個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 登録業者は、この登録による修繕工事を処理するため、公社から提供を受け、又は登録業者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この登録期間終了後直ちに公社に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、公社が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知及び監督)

第9 登録業者は、この登録による修繕工事に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、群馬県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この登録による修繕工事を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(立入調査)

第10 公社は、必要があると認めるときは、登録業者がこの登録による修繕工事を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 登録業者は、この登録に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに公社に報告し、公社の指示に従うものとする。

上記事項を確認しました。その利用目的等について、厳守することを誓約します。

住 所

商号又は名称

代表者名

印